

春日井市こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行い、乳児が健やかに成長できる環境整備を図るために実施するこんにちは赤ちゃん訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業として行うものをいう。以下「事業」という。）について、同法及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第2条 市長は、事業の適切な運営が確保できると認められる者に事業の一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる家庭は、市内の生後4か月までの乳児がいるすべての家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。）（以下「対象家庭」という。）とする。

(訪問の時期等)

第4条 家庭訪問は、対象家庭の乳児が生後4か月までの間に1回行うものとする。ただし、生後4か月までの間に、健康診査や保健指導等により親子の状況が確認できている場合で対象家庭の都合により生後4か月を経過して訪問するときは、できる限り早い時期に訪問するものとする。

(訪問員)

第5条 対象家庭を訪問する者（以下「訪問員」という。）は、保健師、助産師、看護師、民生委員、児童委員（主任児童委員）及び子育て支援経験者等とする。

2 訪問員は、子育て情報に関する基礎的な研修のほか、問題解決のための

技術向上、事例検討等の研修を受けなければならない。

(実施内容)

第6条 訪問員は次に掲げる事業を実施する。

- (1) 育児に関する不安や悩みの聴取、相談
- (2) 子育て支援に関する情報提供
- (3) 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- (4) 要支援家庭に関する提供サービスの検討、医療機関等との連絡調整

(個人情報保護と守秘義務)

第7条 訪問員は、対象家庭の身上その他職務上知り得た情報を他者に漏らし、又は、不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(地域の子育て支援事業との関係)

第8条 市長は、事業の実施にあたっては、NPO、地域の子育て支援団体等の地域の子育て支援事業等関係機関と密接な連携を図るものとする。

(母子保健法に基づく訪問指導との関係)

第9条 事業の実施に際しては、母子保健法（昭和40年法律第141号）に定めた新生児訪問及び乳幼児訪問指導との整合を図り、同法に基づく訪問指導が必要な場合にはこれを優先的に実施するものとする。

(訪問後の支援)

第10条 市長は、家庭訪問の結果、支援が必要と判断された場合には、必要なサービス提供を行うため関係機関に報告することができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成21年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。